

令和 8 年度
認定こども園・保育所・幼稚園
入所のしおり



箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこジ郎」

*** 内容は随時更新される場合があります**

認定こども園・保育所

箱根町福祉部子育て支援課

〒250-0398 箱根町湯本 256

☎ 0460-85-9595 (直通)

幼稚園

箱根町教育委員会学校教育課

〒250-0311 箱根町湯本 266

☎ 0460-85-7600 (直通)

1 保育施設の利用について

認定こども園（保育部）、保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって保育を行う、お子様のための施設です。保育施設の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要があります。箱根町では、入所申込と認定申請を兼ねていますので、同時に手続きをすることができます。

なお、この申込書で幼稚園の利用申込みはできません。

2 保育を必要とする事由

保護者が次の項目のいずれかに該当し、保育ができない場合に申込みが可能です。

※ 認定こども園（幼稚部）、「1号認定」を受けて保育所を利用する方（特別利用保育）、私的契約児の方は、本項目に関係なく、申込みが可能です。

- ☐ 就労（月に64時間以上の就労が必要です）
- ☐ 妊娠、出産（産前6週間、産後8週間の属する月の月末まで）
- ☐ 疾病、障がい
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（3か月間）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること

3 申込みの前に・・・

- ① 入所可能年齢は5か月児から就学前の児童です。
※ 5か月児は、生後5か月を超えた月の翌月から入所できます。
- ② 入所日は、入所希望月の1日からです。途中入所はできません。
- ③ 入所してしばらくは保育時間を短くし、徐々に保育所生活に慣れるようにしていきます。
- ④ クラス編成などにより、異年齢児との混合クラスに入る場合があります。



4 申込方法

4月からの入所と、年度途中からの入所によって、申込受付期間が異なります。

令和8年4月入所 申請書受付期間

- ・1次募集 令和7年11月5日（水）～11月18日（火）
- ・2次募集 令和7年11月25日（火）～12月10日（水）
- ・3次募集以降 令和8年3月10日（火）まで随時受付

（各月10日締切。なお、10日が土、日曜日、祝日の場合はその前日まで）

令和8年度途中入所 申請書提出期限

- ・利用希望月の前月10日まで（10日が土、日曜日、祝日の場合はその前日まで）

【育児休業明けの申込みについて】

保護者が育児休業明けの場合は、復職（予定）日によって利用開始日が決まります。

- ・ 1 日～19 日付の復職 ⇒ 復職月の前月から利用できます。
- ・ 20 日～31 日付の復職 ⇒ 復職月の当月 1 日から利用できます。

5 必要書類

保育施設等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

保育を必要とする事由や世帯構成によって必要な書類が異なりますのでご注意ください。

1 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書・児童健康調査票

記入例（P6～8）を参考に記入してください。ご不明な点はお問い合わせください。

2 保育を必要とする事由を証明する書類（発行後 3 か月以内）

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類を提出してください。

（「1 号認定」の方、私的契約児の方は提出不要です。）

保育を必要とする事由	提出書類（例）
就労	就労証明書（記入例 P9 参照）
妊娠、出産	母子健康手帳の写し等 （予定日が確認できる部分）
保護者の疾病・障がい	医師の診断書 障害者手帳（身体、精神、療育等）
同居又は長期入院等している親族の介護	被介護者、看護者の診断書等 介護、看護の状況等が分かる書類
災害復旧	罹災証明書等
求職活動（起業準備を含む）	求職カード（ハローワークカード） 雇用保険受給者資格証
就学	在学証明書 学生証 時間割等スケジュールが分かるもの
虐待や DV のおそれがあること	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等

6 申込受付場所

入所を希望する保育施設に直接提出してください。

※ 箱根町外の保育施設をご希望の場合は、子育て支援課（☎85-9595）へ提出してください。

なお、市町村によって締切日・必要書類が異なりますので、必ず事前に申し込みを希望する市町村にご確認いただき、各市町村の締切日の 10 日前を目安に提出してください。



7 申込受付後の流れ

1 保育の必要性の認定

保育施設の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けることとなります。

認定の区分は次の表のとおりとなります。

なお、認定証は「入所承諾通知書」と一緒に発行します。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚部）
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部）
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部）

※ 保育所の定員に空きがある場合は、「1号認定」を受けて保育所を利用することも可能です。
詳細は子育て支援課へお問い合わせください。

2 保育必要量の区分

保育施設の開所時間は7時30分から18時30分までの11時間です。利用可能時間は、この開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」と通勤時間などを考慮して、「保育標準時間（おおむね11時間）」と「保育短時間（おおむね8時間）」の2つに区分され、保育施設を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【主にフルタイム】	保育標準時間	災害の復旧	保育標準時間
就労【主にパートタイム】	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産	保育標準時間	就学	就労に準じて区分
疾病・障がい	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
病人の介護等	保育標準時間	その他	状況によって区分

※ 保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

※ 「1号認定」は「教育標準時間」となり8時30分から14時までの利用となります。

3 利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化（P18箱根町保育所等入所選考基準参照）し、指数の高い方から順に希望の保育所等の定員数を基に、利用する保育所等を公平に判定します。申込受付順での決定ではないのでご注意ください。

入所承諾通知の発送予定

- ・令和8年4月利用 1次・2次判定・・・令和8年1月下旬頃
- ・令和8年4月利用 3次判定以降・・・各締切月の25日頃
- ・令和8年5月以降利用分・・・・・・・・利用希望月の前月の25日頃

※ 入所決定後に決定先保育施設で面接を行います。（保育施設から連絡があります。）

8 利用者負担金（保育料）について

町内に住民票のある0歳から5歳までのすべてのお子様の保育料および給食費が神奈川県で唯一無償となります。（令和7年10月1日現在）

※教材費等の実費は、引き続き利用者負担となります。

- ・箱根町外にお住まいのお子様は、お住まいの市町村の決定した保育料となります。

“子育てするなら箱根町”

保育料・給食費完全無償化！
♡国の制度対象外も支援♡
0歳から2歳児の課税世帯の
保育料と、0歳から5歳児の
給食費も無料だよ！



9 入所後の留意事項

保育施設入所後は、次の点にご注意ください。

- ① 保護者の住所、勤務先、勤務状態(契約の更新も含む)、家庭の状況等、入所申込時の状況に変更があった場合は、速やかに「支給認定事項変更届」など各種届出を入所保育施設へ提出してください。
- ② 求職活動中で入所した方は、入所日から3か月以内に就労証明書など就労を証明する書類の提出がない場合は退所となりますのでご注意ください。
- ③ 就労実態の確認ができないときは、保育施設へ入所できる基準を満たしていないと判断し、保育の実施を解除(退所)することになりますのでご注意ください。
また、入所申込書の記載内容と事実が異なる場合にも、保育の実施を解除する場合がありますので、併せてご注意ください。
- ④ 保育料を滞納した場合は、保育施設からの納付指導や自宅・勤務先への電話催告、児童手当からの徴収などを行うことがありますのでご了承ください。
- ⑤ 家庭の事情等により保育施設等を退所する場合は、事前に「保育所等退園届」を入所保育施設へ提出してください。
- ⑥ 保育施設では給食を提供しています。離乳食、アレルギー食を提供する場合は、栄養士が面接を行います。
- ⑦ 入所要件以外での保育が必要な場合は、その都度園長又は副園長へご相談ください。
- ⑧ 保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を防ぐため、感染力のある期間に配慮し、保育所生活が可能な状態となつてからの登園をお願いします。
以下が主な感染症ですのでご注意ください。

出席停止となる主な感染症及び登園のめやす(登園には医師の証明が望ましい) ※幼稚園も同様

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前からかさぶた形成まで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺等が腫れた後4日	耳下腺等の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師が感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質による治療終了まで
新型コロナウイルス感染症	発症から10日間は感染リスクが残る。(マスクの着用推奨)	発症翌日から原則5日間は登園停止。5日間の療養後も熱やせきなどの症状が続いた場合は、症状回復から24時間が経過するまで登園自粛。

教育・保育給付認定申請書

兼 保育所等入所申込書

(施設型給付費・地域型保育給付費等)

押印は不要です

令和7年11月5日

保護者氏名 箱根 太郎

箱根町長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	障害者手帳、 療育手帳の有無
	ハコネ シロウ 箱根 次郎	令和7年4月24日生		
	箱根 次郎	— 記入不要です —	男・女	有・無
保護者 住所・連絡先	現住所：〒250-0311 箱根町湯本256			
	電話番号：0460-85-9595（職場） 090-****-XXXX（携帯）			
	令和7年1月1日現在の住所 箱根町内・箱根町外			
認定者番号	既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。			
保育の希望の 有無（※）	有：保護者の労働又は疾病等により、保育所等において保育の利用を希望する場合			
	無：幼稚園等の利用を希望する場合			

日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

- ※・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）をいいます。（以下同じ）
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）をいいます。
 ・「有」を○で囲んだ場合は、①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

① 世帯の状況（同居の世帯員）

区分	(フリガナ) 氏 名	子どもと の続柄	生年月日 個人番号	性別	職業、 学校名等	市町村民税 課税の有無	備考
子どもの世帯員	ハコネ 太郎 箱根 太郎	父	S63年7月25日生 — 記入不要です —	男・女	箱根町商事	有・無	
	ハコネ 花子 箱根 花子	母	H3年8月7日生 — 記入不要です —	男・女	□△商店 (パート)	有・無	
	ハコネ 一郎 箱根 一郎	兄	R2年6月19日生 — 記入不要です —	男・女	〇〇幼児学園	有・無	
	ハコネ 次郎 箱根 次郎	本人	R7年4月24日生 — 記入不要です —	男・女		有・無	
			年 月 日生 — 記入不要です —	男・女		有・無	
			年 月 日生 — 記入不要です —	男・女		有・無	
			年 月 日生 — 記入不要です —	男・女		有・無	
生活保護の適用の有無		適用無し・適用有り（ 年 月 日保護開始）					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間をご記入ください。

利用を希望する期間	令和8年4月1日から 令和14年3月31日まで		
利用を希望する施設（事業者名）	施設（事業者）名・希望理由		事業所番号*
	第1希望	〇〇幼児学園（希望理由）自宅に近いため	
	第2希望	××保育園（希望理由）職場に近いため	
	第3希望	△△認定こども園（希望理由）実家に近いため	

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

*印の欄は市町村記載欄です。

③保育の利用を必要とする

※保護者の労働又は疾病等の理由

「保育の希望」が「有」の場合には、保育の利用を必要とする理由であってはまるものについて、保護者ごとにチェックを入れ、それを証明できる書類を提出してください。

保育の利用を必要とする具体的な状況（父・母の勤務状況等）をご記入ください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況（勤務先、就労時間、日数や疾病の状況など）等
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育児休業取得中で保育利用中の子ども ☐ その他（ ）	箱根町商事勤務 月曜日～金曜日 8:30～17:15 20日/月
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育児休業取得中で保育利用中の子ども ☐ その他（ ）	〇△商店勤務 月曜日～金曜日 9:30～16:00 20日/月
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月曜日から 土曜日まで		9時00分から 16時30分まで

④個人情報等の提供にあたり

町が施設型給付及び世帯情報を保育施設等に

土曜日を恒常的に利用する方は、原則就労以外での利用はできません。

の署名

保育が必要な時間（就労時間+通勤時間等）を24時間表記でご記入ください。

町村民税の情報（利用者負担額に

押印は不要です。

保護者氏名 箱根 太郎

⑤支給認定証申請

※今回の申請の支給認定内容が、記載されています。

支給認定書の交付申請	☐ 申請する。
	☐ 申請しない。

⑥支給認定期限到達時（満

※3歳到達時の支給認定内容が、記載されています。

支給認定書の交付申請	☐ 申請する。
	☐ 申請しない。

かかりつけ医がいる場合はご記入ください。

妊娠時、出産時の状況
で当てはまる項目をチ
ェックしてください。

就労証明書

宛

西暦 年 月 日

就労証明書は必ず事業主（担当者）に記載をお願い
してください。

記載者連絡先

—

—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	~ 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	7~13は、該当がある場合に記入してください。 ~ 年 月 日
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 有(予定)
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 児童名 児童名 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

備考欄については、上記記載内容に補足事項がある場合に記載
願います。

保護者記載欄については、園児の名前等を記載願います。

1 1 保育施設のご案内

1 認定こども園

認定こども園とは、内閣府が所管する児童福祉施設と学校の両方の機能を持ち合わせた施設です。入所できる乳幼児は、子ども・子育て支援法で規定されている、3歳以上で教育を希望する子（1号認定）・3歳以上で保育が必要な子（2号認定）・3歳未満で保育が必要な子（3号認定）です。

(1) 施設名及び住所等

施設名	住所	電話番号	FAX
箱根町立湯本幼児学園	湯本 392 番地	85-5444	85-6446
箱根町立仙石原幼児学園	仙石原 981 番地	84-8386	85-2301

(2) 認可定員

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
湯本幼児学園	3人	12人	12人	30人	30人	30人	117人
仙石原幼児学園	6人	12人	12人	30人	30人	30人	120人

(3) 保育時間

認定区分	時間区分	保育時間
1号認定	教育標準時間	8時30分～14時
2号・3号認定	保育短時間	8時30分～16時30分
	保育標準時間	7時30分～18時30分
2号・3号認定	土曜日（保育短時間・保育標準時間）	8時30分～16時30分

※ 2号認定子どもは、親の就労にかかわらず教育を受けることが可能なため、保護者の就労が休みの場合でも教育標準時間に限り登園することができます。

(4) 休園日

① 1号認定

- ・祝日
- ・日曜日
- ・土曜日
- ・学年始休業 4月1日から4月6日まで（登園希望がある場合は一時保育扱い）
- ・夏季休業 7月21日から8月31日まで（登園希望がある場合は一時保育扱い）
- ・冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで（登園希望がある場合は一時保育扱い）
- ・学年末休業 3月26日から3月31日まで（登園希望がある場合は一時保育扱い）

② 2号・3号認定

- ・祝日
- ・日曜日
- ・冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで



(5) 入園式及び卒園式

認定こども園の入園式及び卒園式は、次のとおりとなります。

なお、当日が土曜日または日曜日の場合、入園式は月曜日、卒園式は金曜日に行います。

入園式	4月 8日
卒園式	3月24日

- ※ 2・3号認定子どもは入園式前の4月1日から及び卒園式後の3月31日まで登園可能です。



(6) 延長保育

延長保育については、保護者にお迎え表の降園時間欄に時間を記入していただき、月末にまとめて園から保育料を請求する方式となります。

① 延長保育時間（夏季休業中を含む）

認定区分	時間区分	延長保育時間
1号認定	教育標準時間	7時30分～8時29分 14時01分～18時30分
2号・3号認定	保育短時間	7時30分～8時29分 16時31分～18時30分

② 延長保育料等

30分につき100円、

開所時間（月～金曜日18時30分、土曜日16時30分）終了後 300円/回

※ 延長保育を利用し、14時31分以降も利用している1号認定子どもにはおやつを提供するため、別途100円の負担があります。

※ 本来は開所時間終了後までのお迎えが原則ですが、開所時間を過ぎてお迎えに来る方がいるため、延長料金として徴収しています。お子さんの体力維持のため、できる限り開所時間内のお迎えをよろしくお願いします。

(7) 給食費

箱根町に住民票のある1号認定または2号認定のお子様は無償となります。

（1号認定子ども）

8月を除く月	4,600円/月（主食費含む）
8月	230円/日（上限4,600円/月）

（2号認定子ども）

昼食及び午後おやつ	5,500円/月（主食費含む）
-----------	-----------------



（特別私的契約児）

8月を除く月の午前おやつ及び昼食	4,600円/月（主食費含む）
8月の午前おやつ及び昼食	280円/日（上限4,600円/月）
午後おやつ	100円

2 保育所

保育所とは、厚生労働省が所管する児童福祉施設です。入所できる乳幼児は、原則として、子ども・子育て支援法で規定されている、3 歳以上で保育が必要な子（2 号認定）・3 歳未満で保育が必要な子（3 号認定）です。ただし、施設定員に空きがある場合は、特別利用保育児（1 号認定）として 3 歳以上で教育を希望する子として入所を希望する子も入所できます。

また、児童福祉施設に入所中の 3 歳以上の子は私的契約児（認定不要）として入所できます。

(1) 施設名及び住所等

施設名	住所	電話番号	FAX
箱根町立宮城野保育園	宮城野 140 番地	82-2543	82-2965

(2) 認可定員

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
6 人	12 人	12 人	20 人	25 人	25 人	100 人

(3) 保育時間

認定区分	時間区分	保育時間
2 号・3 号認定	保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分
	保育標準時間	7 時 30 分～18 時 30 分
2 号・3 号認定	土曜日 (保育短時間・保育標準時間)	8 時 30 分～16 時 30 分
特別利用保育児(1 号認定)	教育標準時間	8 時 30 分～14 時
私的契約児	私的契約時間	8 時 30 分～15 時 30 分

(4) 休園日

① 特別利用保育児（1 号認定）及び私的契約児

- ・祝日
- ・日曜日
- ・土曜日
- ・学年始休業 4 月 1 日から 4 月 6 日まで（1 号認定で登園希望がある場合は一時保育扱い）
- ・夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
(1 号認定で登園希望がある場合は一時保育扱い)
- ・冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
(1 号認定で登園希望がある場合は一時保育扱い)
- ・学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで
(1 号認定で登園希望がある場合は一時保育扱い)

② 2 号・3 号認定子ども

- ・祝日
- ・日曜日
- ・冬季休業 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで



(5) 入園式及び卒園式

保育所の入園式及び卒園式は次のとおりとなります。

なお、当日が土曜日または日曜日の場合、入園式は月曜日、卒園式は金曜日に行います。

入園式	4月 8日
卒園式	3月 24日

- ※ 2・3号認定子どもは入園式前の4月1日から及び
卒園式後の3月31日まで登園可能です。



(6) 延長保育

延長保育については、保護者にお迎え表の降園時間欄に時間を記入していただき、月末にまとめて保育料を請求する方式となります。

① 延長保育時間（夏季等の休業中を含む）

認定区分	時間区分	延長保育時間
2号・3号認定	保育短時間	7時30分～8時29分 16時31分～18時30分
特別利用保育児	教育標準時間	7時30分～8時29分 14時01分～18時30分
私的契約児	私的契約児時間	7時30分～8時29分 15時31分～18時30分

② 延長保育料等

30分につき100円、

開所時間（月～金曜日18時30分、土曜日16時30分）終了後 300円/回

※ 延長保育を利用し、14時31分以降も利用している特別利用保育児にはおやつを提供するため、別途100円の負担があります。

※ 本来は開所時間終了後までのお迎えが原則ですが、開所時間を過ぎてお迎えに来る方がいるため、延長料金として徴収しています。お子さんの体力維持のため、できる限り開所時間内のお迎えをよろしくお願いします。

(7) 給食費

箱根町に住民票のある1号認定または2号認定のお子様は無償となります。

(1号認定子ども)

8月を除く月	4,600円/月（主食費含む）
8月	230円/日（上限4,600円/月）

(2号認定子ども)

昼食及び午後おやつ	5,500円/月（主食費含む）
-----------	-----------------

(特別私的契約児)

8月を除く月の午前おやつ及び昼食	4,600円/月（主食費含む）
8月の午前おやつ及び昼食	280円/日（上限4,600円/月）
午後おやつ	100円



12 その他の保育サービスについて

1 休日保育

保護者の仕事などにより、日曜・祝日に保育を必要とする場合に、利用することができます。

ただし、昼食はお弁当持参となります。事前の登録、予約が必要です。なお、休日保育を利用したお子さんは、体力維持のため次週の平日に1日お休みをとるようお願いします。

(1) 実施施設

箱根町立仙石原幼児学園

(2) 対象児童

箱根町に住所を有する3歳到達児から就学前児童で町内の認定こども園・保育所・幼稚園に在籍している児童

(3) 実施日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日

※ 12月29日から翌年1月3日を除く

(4) 保育時間

8時30分から16時30分まで

(5) 利用定員

20人以内

(6) 保育料等

利用時間等	保育料
4時間	1,200円
6時間	1,800円
8時間	2,400円
おやつ代	100円



※ 生活保護世帯及び住民税非課税の母子世帯等は、減免申請をすることで半額となります。
ただし、おやつ代の負担があります。

※ 町立幼児学園（保育部）及び保育所へ通園している方で、その週の通園日数が5日以下で、**保護者のいずれもが就労のため**に休日保育を利用する場合は料金が無料となります。

月	火	水	木	金	土	日
保育所等利用						料金発生
保育所等利用	休み	保育所等利用				無料

※ 祝日利用の場合は、その当該週の平日で代替休みを取った場合は無料となります。

※ 就労以外及び1号認定子どもの利用の場合は、保育料がかかります。

(7) 利用方法

利用を希望される場合は、原則10日前までに通園している園に連絡してください。申請書は7日前までに通園している園に提出してください。

2 一時保育

保護者が通院などにより、一時的に保育を必要とする場合に、利用することができます。
事前の登録、予約が必要となります。

(1) 実施施設

湯本・仙石原幼児学園及び宮城野保育園

(2) 対象児童

認定こども園・保育所に在籍していない3歳到達児から就学前児童

※ 1号認定で認定こども園・保育所に在籍しているお子さんも利用できます。

※ 1号認定で認定こども園・保育所に在籍しているお子さんを学年始、夏季、冬季
学年末の各休業中に預ける場合は一時保育扱いとなります。

※ 町外者も利用できます。

(3) 実施日

月曜日～土曜日

※ 12月29日～翌年1月3日及び祝日を除く

(4) 保育時間

8時30分から16時30分まで

(5) 利用定員

各クラス2名まで

(6) 保育料等

利用時間等	保育料
町内者	300円/時
町外者	450円/時
昼食代	230円
おやつ代	100円

※ 町内者で生活保護世帯及び住民税非課税の母子世帯等は、減免申請をすることで無料となります。

※ 昼食代・おやつ代は利用時間に応じて食事が必要となる場合にご負担いただきます。

(7) 利用方法

利用を希望される場合は、利用を希望する実施施設へ7日前までに申請書を提出してください。

利用の予約についても、原則7日前までに連絡してください。



3 乳幼児一時預かり事業

保護者が通院などにより、乳幼児が一時的に保育を必要とする場合に、利用することができます。事前の登録、予約等手続きが必要となります。

(1) 実施施設

湯本・仙石原幼児学園及び宮城野保育園

(2) 対象児童

認定こども園・保育所に在籍していない2か月到達児から3歳未満児

※ 兄弟姉妹が町立認定こども園・保育所に在籍している場合は、町外者も利用できます。

(3) 実施日

月曜日～金曜日

※ 12月29日～翌年1月3日及び祝日を除く

(4) 保育時間

8時30分から16時00分まで

(5) 利用定員

1施設2名まで

(6) 利用可能日数

月12日以内



(7) 保育料等

居住地	区分	保育料
箱根町	1歳未満児	250円/30分
	1歳以上児～3歳未満児	200円/30分
箱根町以外	1歳未満児	350円/30分
	1歳以上児～3歳未満児	300円/30分
昼食代	全利用者	210円/回
おやつ代（午前）	全利用者	55円/回
おやつ代（午後）	全利用者	100円/回

※ 減免制度があります。

※ 昼食代・おやつ代は利用時間に応じて食事が必要となる場合にご負担にいただきます。

(8) 利用方法

利用を希望される場合は、利用を希望する実施施設で事前面接を行うため、利用希望日の2週間前までに利用申請書を保育施設へ提出してください。

なお、利用の予約については、原則7日前までにご連絡ください。

※ 面接が終了していない場合はご利用できませんので、ご注意ください。

13 幼稚園のご案内

幼稚園とは、文部科学省が所管する学校教育施設です。町の担当部署は教育委員会学校教育課となり、入所できる児童は、原則として、子ども・子育て支援法で規定されている、3歳以上で教育を希望する子（1号認定）です。ただし、施設定員に空きがある場合は、3歳以上で保育を希望する子（2号認定）も特別利用教育児として入所できます。

(1) 施設名及び住所等

施設名	住所	定員	電話番号	FAX
箱根町立箱根幼稚園	箱根 561 番地	30 人	83-6159	83-6169

(2) 開所時間

認定区分	時間区分	教育時間
1 号認定	教育標準時間	8 時 30 分～14 時

(3) 休園日

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・日曜日
- ・土曜日
- ・学年始休業 4 月 1 日から 4 月 6 日まで
- ・夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- ・冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- ・学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで



(4) 入園式及び卒園式

幼稚園の入園式及び卒園式は次のとおりとなります。

なお、当日が土曜日または日曜日の場合、入園式は月曜日、卒園式は金曜日に行います。

入園式	4 月 8 日
卒園式	3 月 24 日

(5) 預かり保育

保護者の都合等で時間内にお迎えに来られない場合、預かり保育を行っています。

※12/29～1/3 を除く

① 預かり保育時間

早朝	午後	長期休業中
7 時 30 分～8 時 29 分	14 時 01 分～18 時 30 分	8 時 00 分～18 時 30 分

② 預かり保育料等

預かり保育料（預かり保育おやつ代含む）・・・無料

(6) 入園手続等

箱根幼稚園への入園手続は、認定こども園、保育所とは異なります。幼稚園専用の入園願書の提出が必要となります。

(7) 3歳到達児保育

箱根幼稚園は、3歳に到達した日から入園できます。3歳に到達する2ヶ月前から受付していますので、随時ご相談ください。

箱根町保育所等入所選考基準

基本点数

保護者の状況					
番号	類型		細目		点数
1	就労 (内定含)	居宅外	常勤・パート等	1週35時間以上	10
				1週30時間以上35時間未満	9
				1週25時間以上30時間未満	8
				1週16時間以上25時間未満	7
		居宅内	中心者	1週35時間以上	10
				1週30時間以上35時間未満	9
				1週25時間以上30時間未満	8
				1週16時間以上25時間未満	7
			協力者	1週35時間以上	9
				1週30時間以上35時間未満	8
				1週25時間以上30時間未満	7
				1週16時間以上25時間未満	6
2	不在		死亡・離別・行方不明・拘禁		10
3	出産		出産予定日の6週間前の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の末日までにある場合		9
4	疾病・負傷	居宅療養	入院している場合		10
			常時臥床		9
			精神・感染性疾患		10
			一般療養(おおむね1か月以上の加療)		6
			その他(定期的通院等を要する)		5
5	心身障害等	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、聴覚障害3級、療育手帳の交付を受けている場合			10
		身体障害者手帳3級または聴覚障害4級に該当する場合			9
		身体障害者手帳4級に該当する場合			7
6	介護・看護	要介護4～5	要介護の高齢者を在宅介護している場合		10
		要介護1～3			8
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、聴覚障害3級、療育手帳の交付を受けている場合			10
		身体障害者手帳3級または聴覚障害4級に該当する場合			9
		身体障害者手帳4級に該当する場合			7
		上記以外の要件で介護が必要と認める場合			6
		7	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧にあたっている場合
8	求職		求職中のため、日中の外出を常態としている場合		2
9	就学		就学及び就労に要する技術取得、研修、芸子の修練等のため保育が必要な場合		就労に準じる
10	その他		児童福祉の観点から、特に入所の必要性が高いと判断した場合		10

※ 同月入所希望者が多数の場合は、点数の高い方から順に入所決定していきます。

調整点数

番号	類型	細目	点数
1	養育環境	小学生以下の兄弟姉妹が1人いる場合	1
2		小学生以下の兄弟姉妹が2人いる場合	2
3	児童福祉的観点	虐待やDVのおそれがあり、特に入所の必要性が認められる場合 ※事実を確認できる書類が必要	10
4		児童を養育する能力が欠如しているため、入所の必要性が認められる場合 ※保健師等の意見書が必要	8
5	世帯の状況	保護者不在世帯	5
		ひとり親世帯	3
		生活保護世帯	3
		住民税が非課税の低所得世帯	3
		生計の中心者が求職活動をしている世帯	6
		65歳未満の保育可能な親族と同居している世帯	△ 5
6	きょうだい入所	兄弟姉妹がすでに在園している場合及び同時に入所する場合	1
7	広域入所	町外在住者である場合	△ 3
8	復職	産休・育休明けの復職	2

幼児学園・保育園のご利用にあたって

保育施設では、保護者の方の就労状況等、保育に欠ける状況に応じて保育時間を設定し、集団保育をとおしてお子さんの健全な心身の発達の支援を行っています。お子さんをお預かりして保育する際の、保育時間等については以下のとおりとなっていますのでご確認ください。

1 保育日及び時間

- (1) 保育を実施する日は、日曜、祝日及び年末年始を除いた開所日のうち、保護者が保育できない日（勤務日等）となります。なお、土曜日の保育を恒常的に利用希望する場合は、原則就労以外での利用はできません。また、保護者の勤務がない日は、土曜日も含め家庭での保育をお願いいたします。
- (2) 保育時間は 7 時 30 分から 18 時 30 分までの開所時間の間で、認定された保育必要量（保護者の勤務時間及び通勤時間の範囲内）となります。（土曜日は 8 時 30 分から 16 時 30 分まで）
- (3) 入所要件以外（通院等）での保育が必要な場合は、その都度園長または副園長にご相談ください。

2 登降園

- (1) 送迎はあらかじめ決められた方をお願いします。変更する場合はご連絡ください。
なお、ご連絡がない場合は電話で確認をさせていただきます。
- (2) 保育施設は集団で生活をしています。保育の取組みや給食の準備などがありますので、遅くとも **9 時 15 分まで**に登園をお願いいたします。
- (3) 9 時 15 分までに登園できない場合や、お休みの場合は必ず保育施設へご連絡ください。当日の 9 時 15 分までにご連絡がない場合は、お休みの扱いとなりますのでご注意ください。
- (4) 保育時間は 18 時 30 分（土曜日は 16 時 30 分）までです。それまでにお迎えをお願いいたします。
- (5) 大雨や大雪等で、国道・県道等道路が閉鎖される場合は、早めのお迎えをお願いいたします。
- (6) 感染症の発生や、大規模災害が懸念されるような状況の場合は、臨時休園することがあります。

3 地震時の対応

大地震発生時には、交通機関の運休、道路の大渋滞、携帯電話の不通等様々な混乱が起きますので、**「箱根町で震度 5 弱以上の地震が発生したとき及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき」**には、園からの連絡を待たずに、お迎えに来てくださいますようお願いいたします。災害後早い段階でのお迎えをすることで、お子様の安全確保につながりますのでご協力をお願いいたします。

なお、災害の程度によっては、安全な場所へ移動することもありますのでご承知おきください。保護者の方のお迎えがあるまでは、お子様をお預かりしております。

※ その他、保育施設での生活について不明な点は園長にご相談ください。

※ 幼稚園についても同様の対応となります。

幼児学園・保育園・幼稚園での健康管理について

保育施設は集団生活で長時間お子さんをお預かりしています。そのため、お子さんの健康維持と感染症予防のために健康に十分注意を払い、保育を行っております。健康管理等については次のとおりとなっていますのでご確認ください。

1 予防接種

予防接種を受けた時は、その都度、保育施設にご連絡ください。また、予防接種を受けた当日は安静にすることをお勧めいたします。

2 園での与薬

与薬は「医療行為」となるので、保育施設では原則として与薬はできません。塗り薬や点眼薬も同じ扱いとなります。（慢性疾患などの薬についてはご相談ください。）

3 登園を控えていただく症状

(1) 発熱（前日の降園以降に熱があった場合も含む）

- ・ 朝 37.5 度以上の熱がある場合はお子さんをお預かりできません。また、熱は高くなくても、嘔吐、下痢、その他症状によりお預かりできない場合があります。
- ・ 37.5 度に満たない場合でも、お子さんが「元気がない」「だるそう」など発熱以外にも普段と違う場合や、クラスの他のお子さんと一緒に活動ができない状態等、特別な保育を必要とする場合は登園を控えてください。
- ・ 病気でお休みされた時は、症状が治まってから登園するようお願いいたします。

(2) 感染症

- ・ 発熱、発疹、嘔吐、下痢など感染症の疑いがある場合はすぐに受診してください。感染症と判断された場合は保育施設にお知らせください。早急に施設内で感染予防の対応をとります。
- ・ 感染症での出席停止後の登園の際は、医師の登園許可が必要となります。

4 保育施設で症状が出た場合

発熱（37.5 度以上）、発疹、嘔吐、下痢など体調に変化が見られた場合には、保護者の方に連絡します。勤務の状況等によると思いますが、お子さんのためにも速やかにお迎えをお願いいたします。また、万が一お子さんが怪我をした場合、すぐに保護者の方に連絡し、発生状況と怪我の状態を報告します。その際には受診する判断もお願いいたします。状況により、病院へ来ていただく場合もあります。

5 緊急時の連絡

保護者の方の携帯または勤務先へ連絡いたします。連絡先が変更になった場合はお知らせください。